

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】令和6年4月11日(2024.4.11)

【公開番号】特開2024-23878(P2024-23878A)
 【公開日】令和6年2月21日(2024.2.21)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-033
 【出願番号】特願2023-218514(P2023-218514)
 【国際特許分類】

G 0 7 G 1 / 1 2 (2 0 0 6 . 0 1)

G 0 7 G 1 / 0 1 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

G 0 7 G 1 / 1 2 3 6 1 E

G 0 7 G 1 / 0 1 3 0 1 D

G 0 7 G 1 / 0 1 3 0 1 E

G 0 7 G 1 / 1 2 3 0 1 E

G 0 7 G 1 / 1 2 3 2 1 L

G 0 7 G 1 / 1 2 3 3 1 A

G 0 7 G 1 / 1 2 3 2 1 Z

10

20

【手続補正書】

【提出日】令和6年4月3日(2024.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

顧客が購入する商品の情報を取得する取得手段と、
 前記取得手段によって取得された商品の総額を算出する算出手段と、
 前記総額の全てを特定の決済方法で決済することを指定する指定手段と、
 前記指定手段によって前記総額の全てを前記特定の決済方法で決済することが指定された場合に、値引き又は割引を適用し、前記総額を前記特定の決済方法以外の他の決済方法で決済する場合、又は前記特定の決済方法と前記他の決済方法とを組み合わせることで決済する場合に、値引き又は割引を適用しないサービス提供手段と、
 前記サービス提供手段で値引き又は割引が適用されなかった場合には、前記総額に対する決済を行い、前記サービス提供手段で値引き又は割引が適用された場合には、適用後の前記総額に対する決済を行う決済手段と、

30

を備える販売データ処理装置。

40

【請求項2】

前記指定手段は、前記特定の決済方法として電子マネー情報を用いる決済方法を指定し、前記サービス提供手段は、前記指定手段によって前記総額の全てを前記電子マネー情報を用いる決済方法で決済することが指定された場合に、値引き又は割引を適用する、請求項1に記載の販売データ処理装置。

【請求項3】

前記指定手段によって前記総額の全てを前記特定の決済方法で決済することが指定された場合に、当該特定の決済方法で決済可能な金額が前記総額を充足するかを判定する判定手段を更に備え、

前記決済手段は、前記判定手段によって前記特定の決済方法で決済可能な金額が前記総額

50

を充足すると判定された場合に、値引き又は割引を適用した前記総額の決済を行う、
請求項 1 又は 2 に記載の販売データ処理装置。

【請求項 4】

前記判定手段によって前記特定の決済方法で決済可能な金額が前記総額を充足しないと判定された場合に、不足分の不足金額とともに、値引き又は割引を適用した時の総額を表示部に表示させる表示手段を更に備える、
請求項 3 に記載の販売データ処理装置。

【請求項 5】

前記表示手段は、値引き又は割引を適用した時の総額と、値引き又は割引の非適用時の総額とを対比可能な状態で前記表示部に表示させる、
請求項 4 に記載の販売データ処理装置。

10

【請求項 6】

販売データ処理装置のコンピュータを、
顧客が購入する商品の情報を取得する取得手段と、
前記取得手段によって取得された商品の総額を算出する算出手段と、
前記総額の全てを特定の決済方法で決済することを指定する指定手段と、
前記指定手段によって前記総額の全てを前記特定の決済方法で決済することが指定された場合に、値引き又は割引を適用し、前記総額を前記特定の決済方法以外の他の決済方法で決済する場合、又は前記特定の決済方法と前記他の決済方法とを組み合わせる場合に、値引き又は割引を適用しないサービス提供手段と、
前記サービス提供手段で値引き又は割引が適用されなかった場合には、前記総額に対する決済を行い、前記サービス提供手段で値引き又は割引が適用された場合には、適用後の前記総額に対する決済を行う決済手段と、
して機能させるためのプログラム。

20

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

30

実施形態の販売データ処理装置は、顧客が購入する商品の情報を取得する取得手段と、前記取得手段によって取得された商品の総額を算出する算出手段と、前記総額の全てを特定の決済方法で決済することを指定する指定手段と、前記指定手段によって前記総額の全てを前記特定の決済方法で決済することが指定された場合に、値引き又は割引を適用し、前記総額を前記特定の決済方法以外の他の決済方法で決済する場合、又は前記特定の決済方法と前記他の決済方法とを組み合わせる場合に、値引き又は割引を適用しないサービス提供手段と、前記サービス提供手段で値引き又は割引が適用されなかった場合には、前記総額に対する決済を行い、前記サービス提供手段で値引き又は割引が適用された場合には、適用後の前記総額に対する決済を行う決済手段と、を備える。

40

50